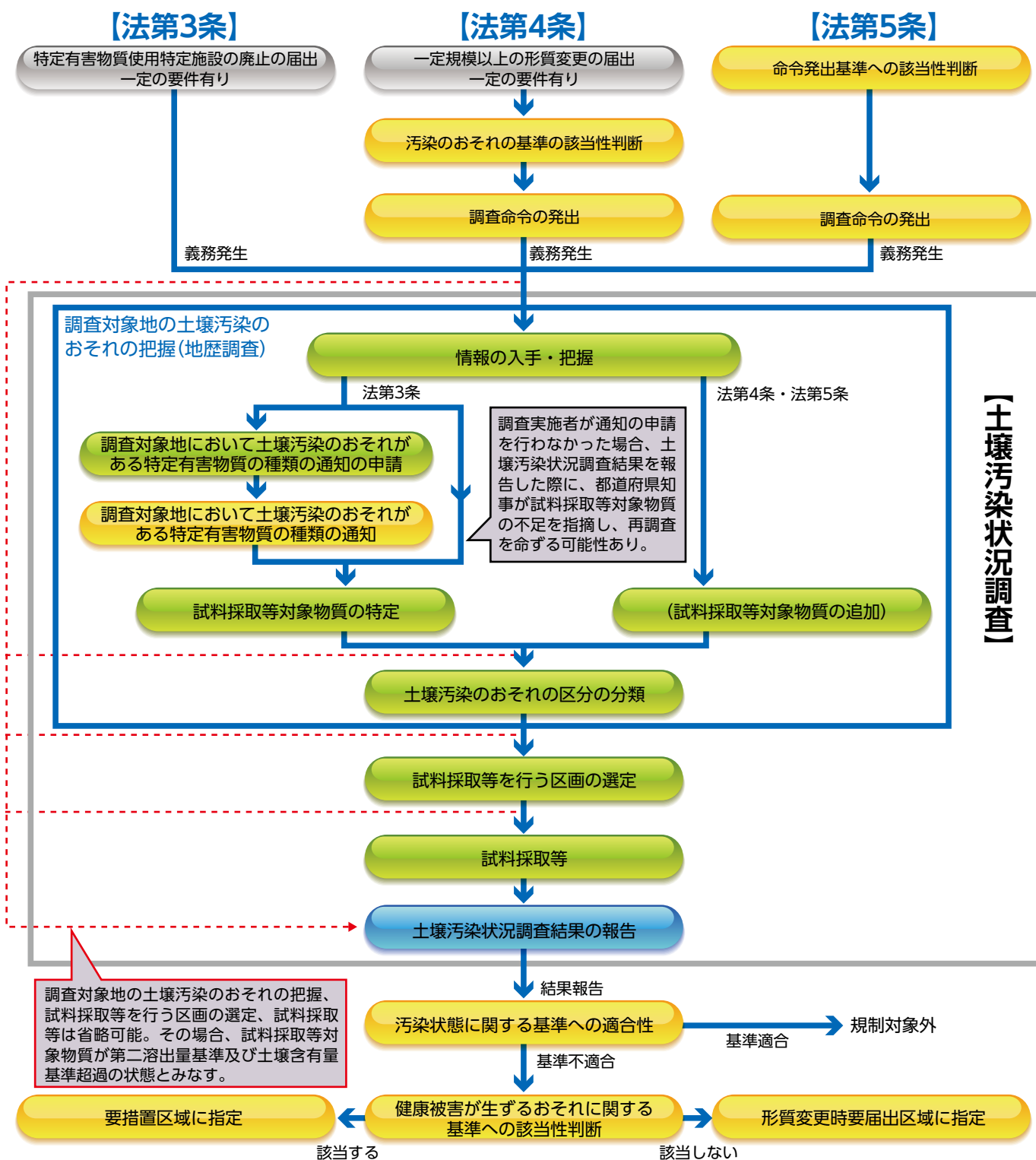


[参考]

土壌汚染対策法に基づく調査フロー



調査対象地の土壌汚染のおそれの把握、試料採取等を行う区画の選定、試料採取等は省略可能。その場合、試料採取等対象物質が第二溶出量基準及び土壌含有量基準超過の状態とみなす。

法の第3条、第4条、第5条調査は、「指定調査機関」が実施しなければなりません。自主調査(第14条)も「指定調査機関」が実施することが多くなってきています。

- 凡例
- 都道府県知事の手続
 - 土地所有者の手続
 - 調査実施者の手続 (指定調査機関)

出典：「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(改訂第二版)

《お問合せ先》